

令和3年9月14日 開会

令和3年9月 日 閉会

令和3年第3回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

認定第1号	令和2年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 か ら 9 ま で </div>
認定第2号	令和2年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第3号	令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第4号	令和2年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第5号	令和2年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第6号	令和2年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第7号	令和2年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第8号	令和2年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第9号	令和2年度江差町水道事業会計決算の認定について	

報告第1号	令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について……………	P 1
議案第1号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について…	P 1 5
議案第2号	江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について……………	P 1 9
議案第3号	江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について……………	P 2 1
議案第4号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	P 2 3
議案第5号	江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の 一部を改正する条例について……………	P 2 7
議案第6号	令和3年度江差町一般会計補正予算（第8号）について……………	P 2 9
議案第7号	令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について…	P 4 9
議案第8号	令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について……………	P 6 1
議案第9号	権利の放棄について……………	P 7 3
同意第1号	教育委員会委員の任命について……………	P 7 5

報告第1号

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する。

令和3年9月14日提出

江差町長 照井 誉之介

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	15.6 (25.0)	58.8 (350.0)

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
公設地方卸売市場事業特別会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	

江 監 査
令和3年8月26日

江差町長 照 井 誉之介 様

江差町代表監査委員 近 藤 偉



令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

(監査事務局)

令和 2 年度

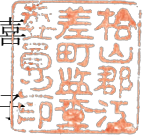
江差町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

江差町監査委員

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

監査委員 近藤 偉 喜

監査委員 小梅 洋 子



第1 審査の対象

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
一般会計等	一般会計	↕	↑	↑	↑		
	一般会計等に属する特別会計	↓					
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計	奨学会会計					
		国民健康保険事業会計					
		後期高齢者医療事業会計					
		介護保険事業会計					
	公営企業に係る特別会計	法適用	介護サービス事業会計				
			水道事業会計				↕
		法非適用	公共下水道事業会計				
			公設地方卸売市場事業会計				
	港湾整備事業会計		↓		↓		
一部事務組合・広域連合				↓			
地方公社・第三セクター等					↓		

第2 審査の実施期間

令和3年8月4日から令和3年8月11日まで

第3 審査の方法

提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、正確に作成され、各比率はいずれも適正に算定されていると認められた。

なお、各比率は次のとおり、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っていた。

比率名		令和2年度	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率		—	20.0%	30.0%
実質公債費比率		15.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率		58.8%	350.0%	
資金不足比率	水道事業	—	20.0%	
	公共下水道事業	—	20.0%	
	公設地方卸売市場事業	—	20.0%	
	港湾整備事業	—	20.0%	

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足額が無い場合は、各比率は算定されないため、「—」と記載する。

1 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率

令和2年度の一般会計等の実質収支額の合計額は、177,218千円の黒字であるため、下表のとおり実質赤字比率は算定されない。

一般会計等の実質収支等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

会 計 名	令和2年度	令和元年度	増 減
一般会計	177,201	134,987	42,214
奨学会計	17	22	△ 5
合 計 A	177,218	135,009	42,209
標準財政規模 B	3,443,323	3,337,249	106,074
実質赤字比率 A/B×100	—	—	—

《参考》

一般会計等の実質収支の推移

(単位：千円)

会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	185,989	75,951	92,504	134,987	177,201
奨学会計	0	0	31	22	17
合 計	185,989	75,951	92,535	135,009	177,218

(2) 連結実質赤字比率

令和2年度全会計の実質収支額及び資金剰余額の合計額は、261,134千円の黒字であるため、下表のとおり連結実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支又は資金剰余(不足)等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

会 計 名	令和2年度	令和元年度	増減
一般会計等	177,218	135,009	42,209
国民健康保険事業	3,562	16,163	△12,601
後期高齢者医療事業	677	162	515
介護保険事業	33,486	34,738	△1,252
介護サービス事業	0	0	0
水道事業	46,094	39,442	6,652
公共下水道事業	0	0	0
公設地方卸売市場事業	0	0	0
港湾整備事業	97	855	△758
合 計 A	261,134	226,369	34,765
標準財政規模 B	3,443,323	3,337,249	106,074
連結実質赤字比率 A/B×100	—	—	—

《参考》

一般会計等以外の会計の実質収支の推移

(単位：千円)

会 計 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国民健康保険事業	16,846	44,999	7,165	16,163	3,562
後期高齢者医療事業	△184	180	546	162	677
介護保険事業	37,485	57,883	42,015	34,738	33,486
介護サービス事業	0	0	0	0	0
合 計	54,147	103,062	49,726	51,063	37,725

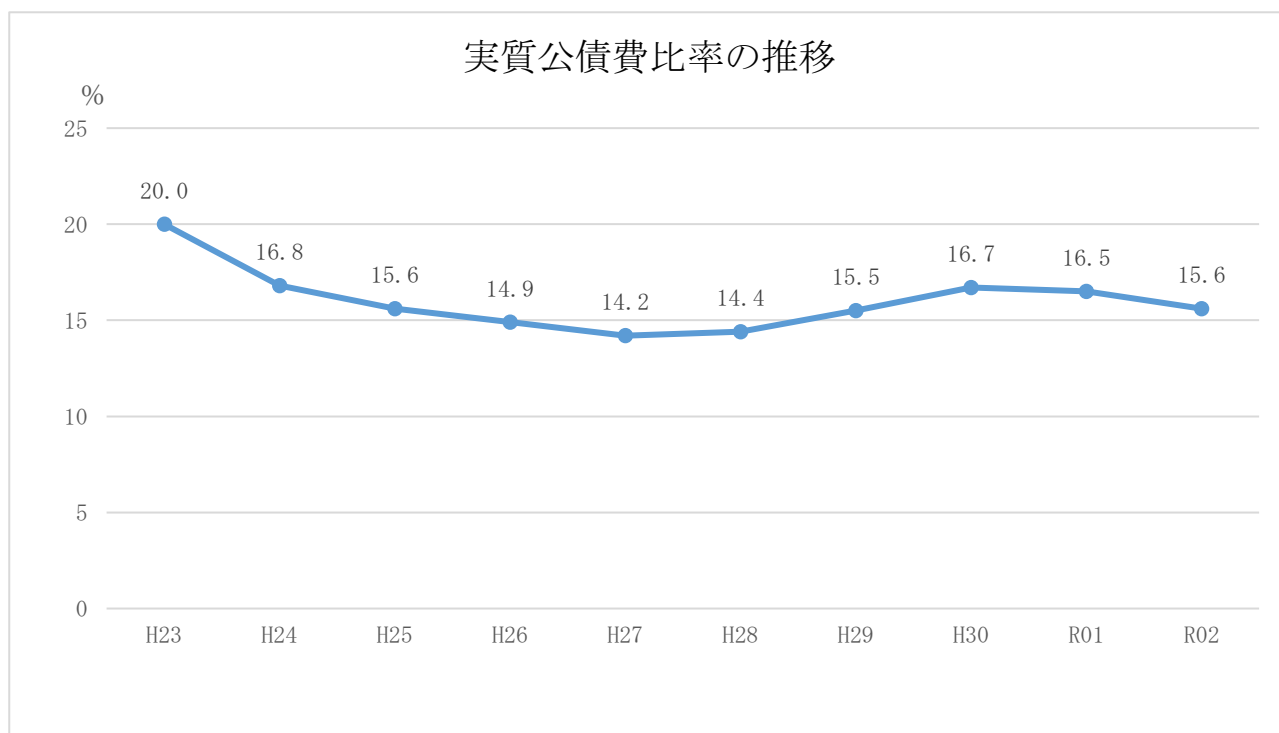
(3) 実質公債費比率

令和2年度の実質公債費比率は15.6%で、前年度に比べ0.9ポイント改善しており、早期健全化基準である25.0%を下回っている。

公債費等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
地方債元利償還額	A	629,444	649,528	683,390
準元利償還額	B	302,754	318,377	333,156
特定財源	C	36,365	34,231	35,713
基準財政需要額算入額	D	466,635	490,737	497,940
(A+B)-(C+D)	E	429,198	442,937	482,893
標準財政規模	F	3,443,323	3,337,249	3,342,752
(F-D)	G	2,976,688	2,846,512	2,844,812
実質公債費比率(単年度)	$E/G \times 100$	14.4	15.5	16.9
実質公債費比率(3ヵ年平均)		15.6	16.5	16.7



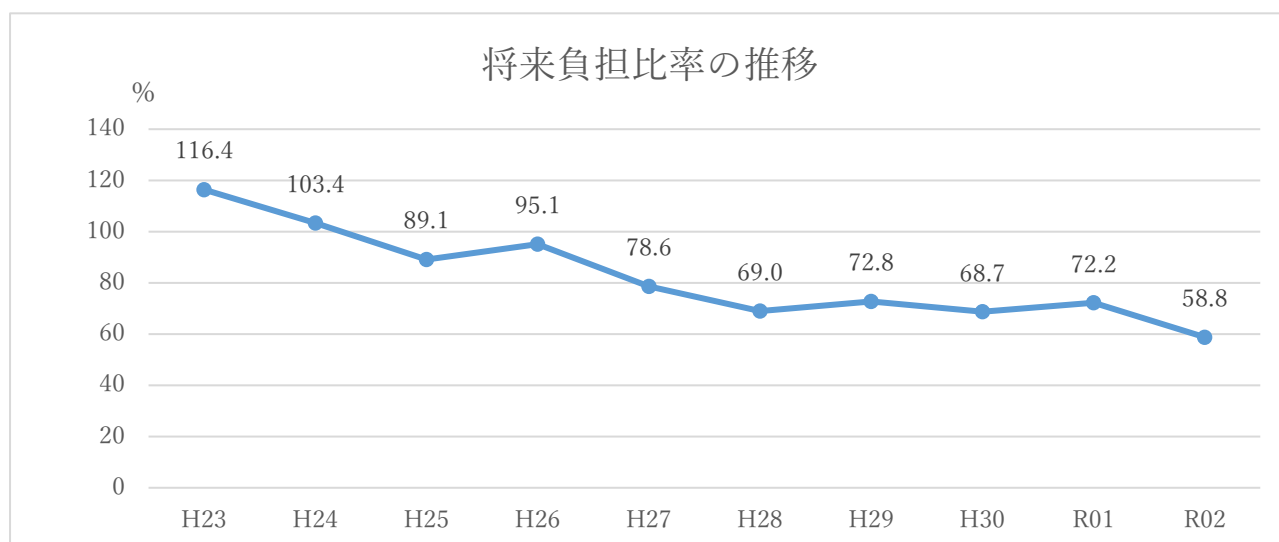
(4) 将来負担比率

令和2年度の将来負担比率は58.8%で、前年度に比べ13.3ポイント改善しており、早期健全化基準である350.0%を下回っている。

将来負担額等の状況

(単位 金額：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
地方債の現在高	5,473,004	5,741,305	△268,301
債務負担行為に基づく支出予定額	23,795	18,594	5,201
公営企業債等繰入見込額	2,479,910	2,722,358	△242,448
組合負担等見込額	11,303	16,429	△5,126
退職手当負担見込額	1,064,403	1,127,118	△62,715
設立法人の負債額等負担見込額	10,000	44,355	△34,355
連結実質赤字額	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額 A	9,062,415	9,670,159	△607,744
充当可能基金	2,567,232	2,680,918	△113,686
充当可能特定歳入	297,928	315,958	△20,727
基準財政需要額算入見込額	4,446,456	4,616,959	△170,503
充当可能財源等 B	7,311,616	7,613,835	△304,916
(A-B) C	1,750,799	2,056,324	△302,828
標準財政規模 D	3,443,323	3,337,249	106,074
基準財政需要額算入額 E	466,635	490,737	△24,102
(D-E) F	2,976,688	2,846,512	130,176
将来負担比率 C/F×100	58.8%	72.2%	△13.3%



(5) 資金不足比率

令和2年度の資金不足比率は、各会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算定されない。

各会計の資金剰余（不足）等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

事業名		資金不足額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B
水道事業	令和2年度	△46,094	265,063	—
	令和元年度	△39,442	267,412	—
公共下水道事業	令和2年度	0	70,070	—
	令和元年度	0	59,720	—
公設地方卸売市場事業	令和2年度	0	538	—
	令和元年度	0	619	—
港湾整備事業	令和2年度	△97	0	—
	令和元年度	△855	1,872	—

(注) 資金不足額の欄は、剰余额となる場合、「△表記」にて記載する。

(注) 資金不足額が無いことから比率は算定されないため「—」と記載する。

第5 審査意見

令和2年度の審査では、本町の健全化判断比率等は法令の定める早期健全化及び経営健全化基準を下回っており、その限りでは良好な状態にあると言える。

しかしながら依然として地方債残高や地方債償還額が多額であり、今後の人口減少や近年の新型コロナウイルス感染症による経済的なダメージにより、歳入の増加が見込めるものではないことを考慮すると、本町財政が厳しい状況にあることに変わりはない。

将来的には「旧江光ビル跡地の利活用」や「北の江ノ島構想に伴う施設整備」などの事業展開が見込まれているが、大事業を進めていく過程においては多額の資金が必要であり、事業費の財源となる起債や債務負担行為の設定に当たっては、内容を十分精査し、将来に過度の負担が生じないように十分注意されたい。

併せて、今後とも健全化判断比率及び資金不足比率を始め各種財政分析指標の水準動向に留意し、健全な財政運営、企業経営が維持されるよう求めるものである。

議案第 1 号

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例を、次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 4 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例を制定するもの。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって江差町が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）をした者に係る固定資産税の課税について、江差町税条例（昭和25年条例第21号）の特例を定めるものとする。

(課税免除の対象等)

第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）（以下「適用資産」という。）に対して課する固定資産税（当該適用資産を取得した日以後最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年度以降3箇年度におけるものに限る。）を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定は、当該適用設備等の当該事業につき、規則で定めるところにより公害を防止するための適正な措置を講じていると、町長が認めた場合に適用するものとする。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定により課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(地位の継承)

第4条 合併、営業譲渡、相続その他の事由により課税免除を受けた者に異動が生じたときは、その継承人は課税免除の地位に引継ぎしたものとみなす。

(課税免除の取消し)

第5条 町長は、この条例の規定により課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除を取消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により課税免除を受けたとき。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の廃止)

2 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成12年江差町条例第30号）は、廃止する。

(経過措置)

3 令和3年3月31日以前に前項の規定による廃止前の過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（以下この項において「廃止前の条例」という。）第2条に規定する工業生産等設備を新設し、又は増設した者については、廃止前の条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第 2 号

江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について

江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 3 年 9 月 1 4 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正するもの。

江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例

江差町過疎地域自立促進基金条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条第2項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第14条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議案第3号

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

江差町個人情報保護条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和3年9月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、江差町個人情報保護条例の一部を改正するもの。

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例

江差町個人情報保護条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第23条の2の規定は、令和3年9月1日から適用する。

議案第4号

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、次の
ように改正するものとする。

令和3年9月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する
基準」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）
に伴い、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正す
るもの。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を
「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 雑則（第53条） 」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録

する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を改正する条例について

江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 3 年 9 月 1 4 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定に伴い、江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を改正するもの。

江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を改正する条例

江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例（平成24年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成12年江差町条例第30号）」を「過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（令和3年条例第●●号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議案第6号

令和3年度江差町一般会計補正予算（第8号）について

令和3年度江差町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ95,681千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,927,270千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年9月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和3年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額、その他変更する必要があることによる。

令和3年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	社会福祉 総務費	国民健康保険費特別会計 繰出(インフルエンザ予防 接種支援)	1,164	1,164					
衛生費	予防費	インフルエンザ予防接種 支援	7,191	7,191					
農林水産 業費	水産業振 興費	アワビ養殖漁業モデル推 進事業	5,500	5,500					
商工費	商工業振 興費	地域経済活性化支援事業	1,000	1,000					
新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金事業 計			14,855	14,855					
総務費	企画費	江差町地域公共交通活性 化協議会負担金	7,227					7,227	
総務費	諸費	令和2年度子育てのため の施設等利用給付交付金 に係る返還	566					566	
総務費	諸費	令和2年度子どものため の教育・保育給付費返還	971					971	
総務費	諸費	令和2年度障害児入所給 付費返還	341					341	
総務費	諸費	令和2年度子育て世帯へ の臨時特別給付金給付事 業費補助金返還	525					525	
衛生費	予防費	新型コロナウイルスワクチ ン接種体制確保	8,034	8,034					
衛生費	予防費	健康管理システム導入	4,410	2,421				1,989	
農林水産 業費	農業振興 費	農業次世代人材投資事業	1,500		1,500				
農林水産 業費	農業振興 費	江差町産業担い手育成支 援	1,000					1,000	
土木費	道路維持 費	町道除雪対策	42,514					42,514	
土木費	港湾管理 費	江差港マリーナ施設整備 事業	11,663		5,700			5,963	
教育費	保健体育 総務費	令和3年度学習支援用ス キー用具整備	2,075				1,900	175	
一般事業補正 計			80,826	10,455	7,200		1,900	61,271	
計			95,681	25,310	7,200		1,900	61,271	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,254,000	8,759	2,262,759
	1 地方交付税	2,254,000	8,759	2,262,759
13 国庫支出金		747,003	25,310	772,313
	1 国庫負担金	379,610	1,850	381,460
	2 国庫補助金	355,592	23,460	379,052
14 道支出金		278,260	7,200	285,460
	2 道補助金	42,594	7,200	49,794
16 寄附金		80,206	1,900	82,106
	1 寄附金	80,206	1,900	82,106
18 繰越金		34,689	52,512	87,201
	1 繰越金	34,689	52,512	87,201
歳入合計		5,831,589	95,681	5,927,270

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,027,385	9,630	1,037,015
	1 総務管理費	976,329	9,630	985,959
3 民生費		1,496,372	1,164	1,497,536
	1 社会福祉費	1,189,783	1,164	1,190,947
4 衛生費		481,012	19,635	500,647
	1 保健衛生費	481,012	19,635	500,647
6 農林水産業費		161,940	8,000	169,940
	1 農業費	103,057	2,500	105,557
	3 水産業費	29,560	5,500	35,060
7 商工費		279,511	1,000	280,511
	1 商工費	279,511	1,000	280,511
8 土木費		776,991	54,177	831,168
	2 道路橋梁費	456,177	42,514	498,691
	4 港湾費	49,873	11,663	61,536
10 教育費		706,867	2,075	708,942
	5 保健体育費	291,223	2,075	293,298
歳出合計		5,831,589	95,681	5,927,270

第2表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
土木費	道路維持費	橋梁長寿命化補修対策	173,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,254,000	8,759	2,262,759
13 国庫支出金	747,003	25,310	772,313
14 道支出金	278,260	7,200	285,460
16 寄附金	80,206	1,900	82,106
18 繰越金	34,689	52,512	87,201
歳入合計	5,831,589	95,681	5,927,270

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,027,385	9,630	1,037,015				9,630
3民生費	1,496,372	1,164	1,497,536	1,164			
4衛生費	481,012	19,635	500,647	17,646			1,989
6農林水産業費	161,940	8,000	169,940	7,000			1,000
7商工費	279,511	1,000	280,511	1,000			
8土木費	776,991	54,177	831,168	5,700			48,477
10教育費	706,867	2,075	708,942			1,900	175
歳出合計	5,831,589	95,681	5,927,270	32,510	0	1,900	61,271

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,254,000	8,759	2,262,759
1 地方交付税	2,254,000	8,759	2,262,759
1 地方交付税	2,254,000	8,759	2,262,759
13 国庫支出金	747,003	25,310	772,313
1 国庫負担金	379,610	1,850	381,460
2 衛生費国庫負担金	30,326	1,850	32,176
2 国庫補助金	355,592	23,460	379,052
2 民生費国庫補助金	11,336	1,164	12,500
3 衛生費国庫補助金	3,335	15,796	19,131
4 農林水産業費国庫補助金	22,566	5,500	28,066
8 商工費国庫補助金	57,049	1,000	58,049
14 道支出金	278,260	7,200	285,460
2 道補助金	42,594	7,200	49,794
3 農林水産業費道費補助金	16,543	1,500	18,043
7 土木費道費補助金	0	5,700	5,700
16 寄附金	80,206	1,900	82,106
1 寄附金	80,206	1,900	82,106
1 寄附金	80,206	1,900	82,106
18 繰越金	34,689	52,512	87,201
1 繰越金	34,689	52,512	87,201
1 繰越金	34,689	52,512	87,201
歳入合計	5,831,589	95,681	5,927,270

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	8,759	普通交付税
1	保健衛生費負担金	1,850	新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金
1	社会福祉費補助金	1,164	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1	保健衛生費補助金	15,796	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 6,184 健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金 2,421 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 7,191
2	水産業費補助金	5,500	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1	商工費国庫補助金	1,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1	農業費補助金	1,500	農業次世代人材投資事業補助金
1	港湾費補助金	5,700	地域づくり総合交付金（江差港マリーナ整備）
1	寄付金	1,900	指定寄付金（社会教育）
1	前年度繰越金	52,512	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,027,385	9,630	1,037,015				9,630
1 総務管理費	976,329	9,630	985,959				9,630
6 企画費	225,252	7,227	232,479				7,227
10 諸費	10,361	2,403	12,764				2,403
3 民生費	1,496,372	1,164	1,497,536	1,164			
1 社会福祉費	1,189,783	1,164	1,190,947	1,164			
1 社会福祉総務費	121,673	1,164	122,837	1,164			
4 衛生費	481,012	19,635	500,647	17,646			1,989
1 保健衛生費	481,012	19,635	500,647	17,646			1,989
2 予防費	90,603	19,635	110,238	17,646			1,989

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	7,227	江差町地域公共交通活性化協議会負担金
22	償還金利子及び割引料	2,403	令和2年度子育てのための施設等利用給付交付金返還 377 令和2年度子どものための教育・保育給付費国費返還 308 令和2年度障害児入所給付費等国庫負担金返還 229 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金返還 525 令和2年度北海道子育てのための施設等利用給付交付金返還 189 令和2年度子どものための教育・保育給付費道費返還 663 令和2年度障害児入所給付費等道費負担金返還 112
27	繰出金	1,164	国民健康保険費特別会計繰出金
2	給料	1,867	会計年度任用職員
3	職員手当等	392	通勤手当(会計年度) 136 時間外勤務手当(会計年度) 91 期末手当(会計年度) 145 退職手当組合負担金(会計年度) 20
4	共済費	304	共済組合負担金(会計年度)
7	報償費	825	看護師謝礼
10	需用費	10	消耗品費
11	役務費	77	通信運搬費 郵便料・送料
12	委託料	16,531	インフルエンザ予防接種委託(高齢者等) 4,126 インフルエンザ予防接種委託(生後6か月～中学3年生) 2,443 健康管理システム導入費用 1,532 健康管理システム保守料 △275 自治体検診データ標準化対応システム改修 4,059

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
6 農林水産業費	161,940	8,000	169,940	7,000			1,000
1 農業費	103,057	2,500	105,557	1,500			1,000
2 農業振興費	28,266	2,500	30,766	1,500			1,000
3 水産業費	29,560	5,500	35,060	5,500			
2 水産業振興費	20,184	5,500	25,684	5,500			
7 商工費	279,511	1,000	280,511	1,000			
1 商工費	279,511	1,000	280,511	1,000			
2 商工業振興費	118,983	1,000	119,983	1,000			
8 土木費	776,991	54,177	831,168	5,700			48,477
2 道路橋梁費	456,177	42,514	498,691				42,514
2 道路維持費	245,525	42,514	288,039				42,514
4 港湾費	49,873	11,663	61,536	5,700			5,963
1 港湾管理費	49,873	11,663	61,536	5,700			5,963

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			コールセンター対応委託 2,796 新型コロナウイルスワクチン接種委託 1,850
13	使用料及び賃借料	△906	健康管理システム利用料
18	負担金補助及び交付金	260	インフルエンザ予防接種費用助成（高齢者等） 160 インフルエンザ予防接種費用助成（生後6か月～ 中学3年生） 100
19	扶助費	275	インフルエンザ予防接種生活保護受給者自己負担 分助成
18	負担金補助及び交付金	2,500	江差町産業担い手育成支援補助 1,000 農業次世代人材投資事業補助 1,500
18	負担金補助及び交付金	5,500	アワビ養殖漁業モデル推進事業補助
18	負担金補助及び交付金	1,000	地域経済活性化支援補助
2	給料	1,760	会計年度任用職員
3	職員手当等	3,546	時間外勤務手当 836 時間外勤務手当（会計年度） 2,710
4	共済費	275	社会保険料（会計年度）
10	需用費	11,051	消耗品費 8,042 光熱水費 2,609 修繕料 400
12	委託料	24,769	防雪柵設置 2,189 町道除雪民間委託 22,580
13	使用料及び賃借料	1,113	重機借上料
14	工事請負費	11,663	江差港マリーナ ボートリフター制御盤改修工事 5,526

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
10 教育費	706,867	2,075	708,942			1,900	175
5 保健体育費	291,223	2,075	293,298			1,900	175
1 保健体育総務費	275,200	2,075	277,275			1,900	175
歳出合計	5,831,589	95,681	5,927,270	32,510	0	1,900	61,271

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
		ボートリフターエキスパンドメタル修繕工事 2,529 ボートリフター架台及び休止装置工事 2,055 係船環整備工事 1,553
17 備 品 購 入 費	2,075	小学生用スキー用具一式 875 中学生用スキー用具一式 1,200

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正前	長 等	3		20,976	7,780 4.45			291	7,892	36,939	5,830	42,769
	議 員	12	26,436		5,618 2.55					32,054	8,973	41,027
	その他の特別 職	322	15,088							15,088		15,088
	計	337	41,524	20,976	13,398			291	7,892	84,081	14,803	98,884
補正額	長 等											
	議 員											
	その他の特別 職											
	計											
補正後	長 等	3		20,976	7,780 4.45			291	7,892	36,939	5,830	42,769
	議 員	12	26,436		5,618					32,054	8,973	41,027
	その他の特別 職	322	15,088							15,088		15,088
	計	337	41,524	20,976	13,398			291	7,892	84,081	14,803	98,884

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	92		332,981	258,484	591,465	106,751	698,216	
補正額				836	836		836	
補正後	92		332,981	259,320	592,301	106,751	699,052	

職員 手当 の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤労手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前	9,640	6,769	74,786	55,454	10,150	30,994	1,991	6,090
補正額							836			
補正後	9,640	6,769	74,786	55,454	10,150	31,830	1,991	6,090	6,500	
区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合員負担金 (千円)	備 考					
補正前				882	55,228					
補正額										
補正後				882	55,228					

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	78	51,603	79,737	43,748	175,088	25,886	200,974	
補正額	3		3,627	3,102	6,729	579	7,308	
補正後	81	51,603	83,364	46,850	181,817	26,465	208,282	

職員 手当 の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤労手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前			14,285				4,663	1,742
補正額				145			2,801	136		
補正後				14,430			7,464	1,878		500
区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合員負担金 (千円)	備 考					
補正前					22,558					
補正額					20					
補正後					22,578					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	836	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	836	町道除雪対策 時間外勤務手当	

議案第7号

令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,617千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ856,966千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和3年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加・変更する必要が生じたことによる。

令和3年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
保健事業費	保健事業費	インフルエンザ予防接種支援	1,617		453		1,164		
計			1,617		453		1,164		

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5道支出金		614,434	453	614,887
	1道補助金	614,434	453	614,887
7繰入金		117,669	1,164	118,833
	1一般会計繰入金	100,066	1,164	101,230
歳入合計		855,349	1,617	856,966

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保 健 事 業 費		25,530	1,617	27,147
	1 保 健 事 業 費	11,429	1,617	13,046
歳 出	合 計	855,349	1,617	856,966

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
5 道 支 出 金	614,434	453	614,887
7 繰 入 金	117,669	1,164	118,833
歳 入 合 計	855,349	1,617	856,966

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6保健事業費	25,530	1,617	27,147	453		1,164	
歳出合計	855,349	1,617	856,966	453	0	1,164	0

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
5 道支出金	614,434	453	614,887
1 道補助金	614,434	453	614,887
1 保険給付費等交付金	614,037	453	614,490
7 繰入金	117,669	1,164	118,833
1 一般会計繰入金	100,066	1,164	101,230
1 一般会計繰入金	100,066	1,164	101,230
歳入合計	855,349	1,617	856,966

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	保険給付費等交付金（特別交付金）	453	都道府県繰入金（2号分）
6	一般会計繰入金	1,164	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 保健事業費	25,530	1,617	27,147	453		1,164	
1 保健事業費	11,429	1,617	13,046	453		1,164	
1 保健事業費	11,429	1,617	13,046	453		1,164	
歳出合計	855,349	1,617	856,966	453	0	1,164	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	1,556	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 インフルエンザ予防接種委託
18	負担金補助及び交付金	61	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 インフルエンザ予防接種費用助成

議案第8号

令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ11,901千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,204,667千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ11,901千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,199,415千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和3年9月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和3年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要があることによる。

令和3年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	令和2年度介護給付費負担金等返還	11,901					11,901	
計			11,901					11,901	

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		500	11,901	12,401
	1 繰越金	500	11,901	12,401
歳入合計		1,187,514	11,901	1,199,415

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 支 出 金		500	11,901	12,401
	1 還付金及び割引料	500	11,901	12,401
歳 出	合 計	1,187,514	11,901	1,199,415

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	500	11,901	12,401
歳入合計	1,187,514	11,901	1,199,415

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6諸支出金	500	11,901	12,401				11,901
歳出合計	1,187,514	11,901	1,199,415	0	0	0	11,901

(2) 歳入（保険事業勘定）

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
8 繰越金	500	11,901	12,401
1 繰越金	500	11,901	12,401
1 繰越金	500	11,901	12,401
歳入合計	1,187,514	11,901	1,199,415

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	繰越金	11,901	前年度繰越金

(3) 歳出（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 諸支出金	500	11,901	12,401				11,901
1 還付金及び割引料	500	11,901	12,401				11,901
2 償還金	0	11,901	11,901				11,901
歳出合計	1,187,514	11,901	1,199,415	0	0	0	11,901

単位：千円

節		説明
区	金額	
22 償還金、利子及び割引料	11,901	令和2年度介護給付費国庫負担金返還 3,597 令和2年度地域支援事業費国庫補助返還 2,808 令和2年度介護給付費道費負担金返還 2,549 令和2年度地域支援事業費道費補助返還 1,672 令和2年度介護保険料軽減道費負担金返還 24 令和2年度社会保険診療報酬支払基金介護給付費返還 156 令和2年度社会保険診療報酬支払基金地域支援事業費返還 1,095

議案第9号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月14日提出

江差町長 照井 誉之介

記

1 放棄する権利

江差町国民健康保険不当請求返還金のうち、未償還となっている債権

2 債権額 636,676円

不当請求返還総額である698,480円から、返還済60,000円及び破産配当金1,804円を除いた額。

3 債務者

住 所 二海郡八雲町上の湯7番地

名 称 魚住金婚湯医院 院長 田上 廣樹

4 放棄の理由

債務者は、令和元年12月31日付で廃業し破産手続を開始（事件番号：令和2年（フ）第225号）し、令和3年6月23日に手続終結及び免責許可の決定が確定したことから、未償還分の債権回収が不能となるため。

同意第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字尾山町146番地14
- 2 氏 名 加 川 千 秋
(昭和39年10月24日生 56歳)